

# 吉見町地域強靱化計画



令和4年3月

吉 見 町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1.1 位置づけ .....	1
1.2 期間 .....	1
第2章 地域特性 .....	2
2.1 本町の概況 .....	2
2.2 想定される災害 .....	10
第3章 目指す将来像と目標 .....	14
3.1 将来像 .....	14
3.2 基本目標 .....	15
3.3 事前に備えるべき目標（行動目標） .....	15
第4章 脆弱性の評価 .....	16
4.1 リスクシナリオと施策分野 .....	16
4.2 脆弱性評価の結果 .....	17
第5章 リスクへの対応方策 .....	29
5.1 推進方針 .....	29
第6章 計画の推進と進捗管理 .....	38
6.1 推進体制 .....	38
6.2 計画の進捗管理 .....	38



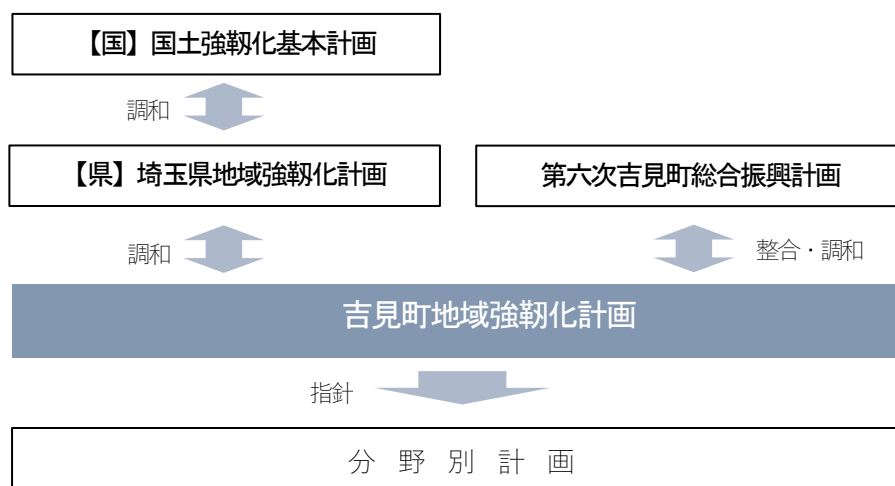
# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1.1 位置づけ

この計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国の「国土強靱化基本計画」「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、「第六次吉見町総合振興計画」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針等を定めるものである。

また、町の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づける。

### ■本計画の位置づけ



## 1.2 期間

計画の期間を令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）と定め、基本的には 5 年ごとに見直しを行う。

また、状況の変化に応じ、随時見直しを行う。

## 第2章 地域特性

### 2.1 本町の概況

#### (1) 位置

町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から30km圏、都心から50km圏にあり、北部は熊谷市、東部は鴻巣市と北本市、西部は東松山市、南部は川島町に隣接する東西約7km、南北約8km、総面積38.64k㎡の町である。

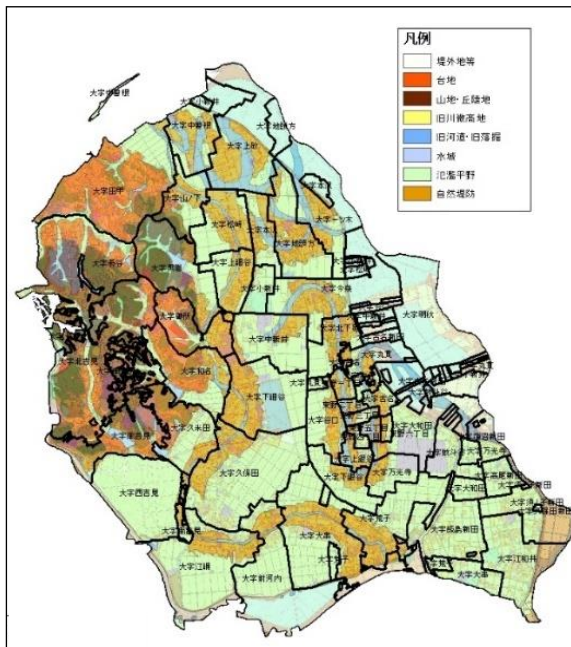
#### (2) 地形・地質

町の地形は変化に富んでいる。比企丘陵の東に位置する吉見丘陵地と、荒川沿いに発達する荒川低地に大きく区分される。特に田甲・黒岩・和名・久米田地区付近を境に、西部は山地・丘陵地、台地が発達し、東部側は、氾濫平野、旧河道が多く見受けられ、旧河道に沿って自然堤防が発達していることがわかる。また、旧河道が自然堤防の間に認められ、荒川低地が荒川の氾濫などにより形成されたことがうかがえる。

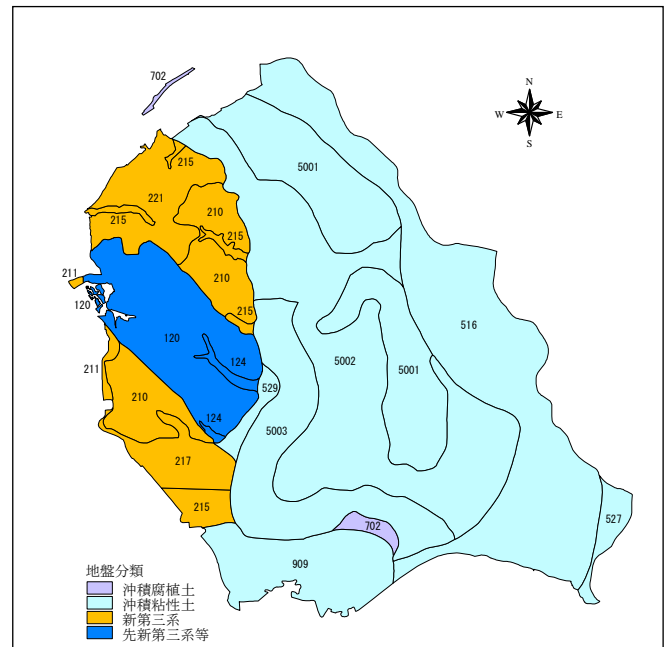
町の地質は、平野部では、砂・泥質からなる沖積層が広がり、西部丘陵地は、第三紀層により形成されている。

#### ■地形分類図

(土地利用現況図の重ね合わせ)



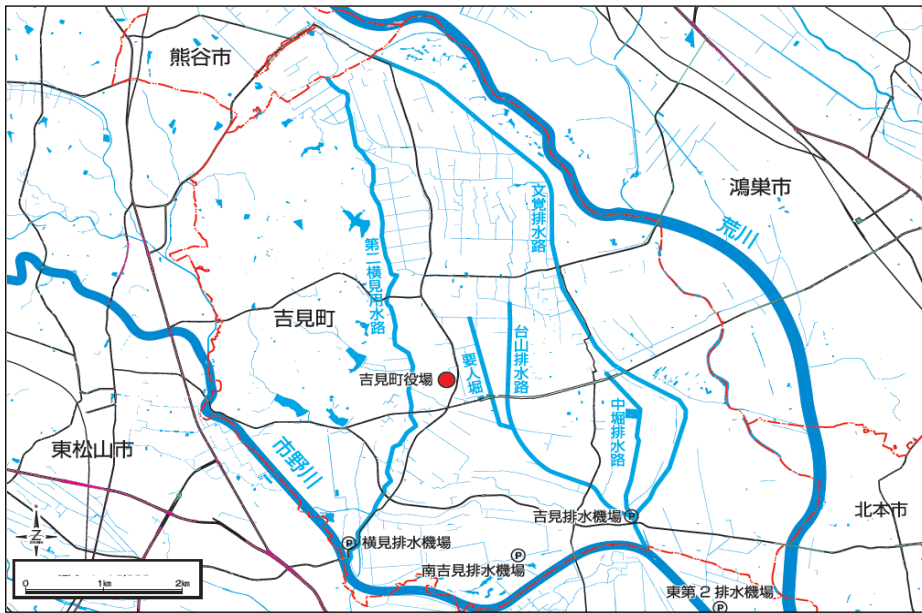
#### ■地盤分類図



#### (3) 河川

町を流れる主な河川は、町の東側を、県を代表する一級河川である荒川が流れ、町の西側を東松山市との境界に沿って荒川水系の一級河川である市野川及びその支川である一級河川の滑川が流れている。

## ■町の主な河川及び水路



## (4) 気象

町の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

### ■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2021/12
日最大10分間降水量 (mm)		50.0 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	1937/1 2021/12
日最大1時間降水量 (mm)		88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/6 2021/12
年降水量の 多い方から(mm)		1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896年 2021年
年降水量の 少ない方から(mm)		713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896年 2021年
日最高気温の 高い方から(°C)		41.1 (2018/7/23)	40.9 (2007/8/16)	39.9 (1997/7/5)	39.8 (2011/6/24)	39.7 (2000/9/2)	1896/12 2021/12
日最低気温の 低い方から(°C)		-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2021/12
日最大風速・風向 (m/s)		31.7 西 (1900/9/28)	22.8 南東 (1966/9/25)	21.5 西北西 (1915/2/4)	21.1 南 (1959/9/27)	20.5 西 (1917/10/1)	1896/12 2021/12
日最大瞬間風速・風向 (m/s)		41.0 南東 (1966/9/25)	31.9 北西 (1996/7/3)	31.6 南 (1959/9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	31.3 南東 (2018/10/1)	1940/1 2021/12

資料) 熊谷地方気象台 (埼玉県熊谷市桜町 1-6-10、明治 29 年 12 月観測開始)

## (5) 人口

### ① 人口・世帯数

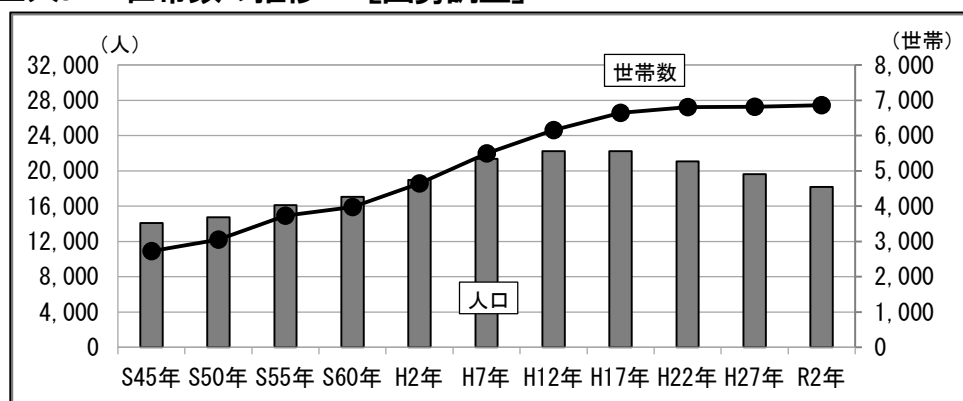
国勢調査による町の人口の推移は、平成12年の22,246人をピークに以後減少に転じ、令和2年10月1日現在18,192人となっている。

それに対し世帯数は、核家族化の傾向を反映して増加傾向を示しているが、その割合は徐々に低下しており、令和2年10月1日現在6,864世帯となっている。

■人口・世帯数等の推移 [国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
昭和45年		2,722	14,072	5.2	364.3
昭和50年		3,051	14,724	4.8	381.2
昭和55年		3,729	16,107	4.3	417.0
昭和60年		3,971	17,043	4.3	441.2
平成2年		4,643	18,991	4.1	491.6
平成7年		5,497	21,371	3.9	553.2
平成12年		6,158	22,246	3.6	575.9
平成17年		6,642	22,217	3.3	575.1
平成22年		6,804	21,079	3.1	545.7
平成27年		6,834	19,631	2.9	508.0
令和2年		6,864	18,192	2.7	470.8

■人口・世帯数の推移 [国勢調査]



■人口と世帯数等 [住民基本台帳、令和3年10月1日現在]

世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	計	男	女		
7,803	18,693	9,407	9,286	2.4	483.8

注)「人口密度」は、町の面積38.64km<sup>2</sup>を用いて算出した。



## ② 年齢別人口

町の年齢別人口の割合は、年少人口が 8.26%、生産年齢人口が 57.95%、老年人口が 33.79%であり、人口の約 3.0 人に 1 人が 65 歳以上となっている。

### ■年齢別人口 [住民基本台帳、令和3年10月1日現在]

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	1,544	8.26	807	737
生産年齢人口	15～64歳	10,832	57.95	5,625	5,207
老年人口	65歳以上	6,317	33.79	2,975	3,342
	(75歳以上)	(2,787)	(14.91)	(1,187)	(1,600)
合計		18,693	100	9,407	9,286

## ③ 通勤・通学

首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、町外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。町から町外への通勤者及び通学者の総数は 7,698 人で、そのうち県外へは 1,046 人が通勤通学している。

### ■町からの就業・通学者数（15歳以上）

[国勢調査、平成27年10月1日現在]

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	11,559	10,451	1,108
自町で従業・通学	3,672	3,530	142
他市区町村で従業・通学	7,698	6,742	956
県内	6,551	5,832	719
東松山市	1,693	1,614	79
川越市	549	467	82
鴻巣市	535	456	79
さいたま市	449	387	62
熊谷市	402	354	48
その他	2,923	2,554	369
県外	1,046	816	230
東京都	849	638	211
特別区部	753	581	172
その他	96	57	39
その他県	197	178	19

注 1) 従業地・通学地「不詳」を除く。

注 2) 15 歳以上の集計のため、流出人口とは一致しない。

注 3) 令和 4 年 7 月に令和 2 年国勢調査の値が公表予定。

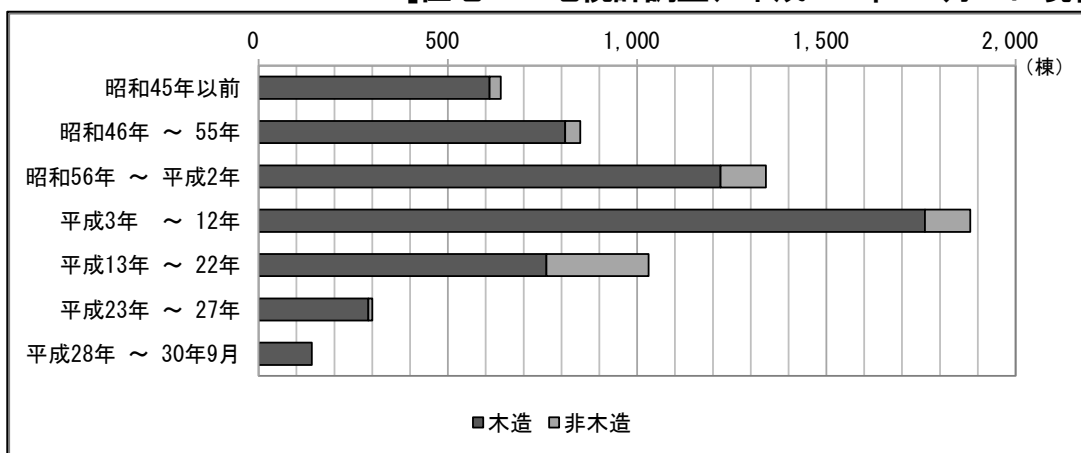
## (6) 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

町の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で6,840棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は1,500棟で全体の約21.9%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は640棟で全体の約9.4%となっている。

### ■建築時期別、建物構造別住宅棟数

[住宅・土地統計調査、平成30年10月1日現在]



## (7) 道路・交通

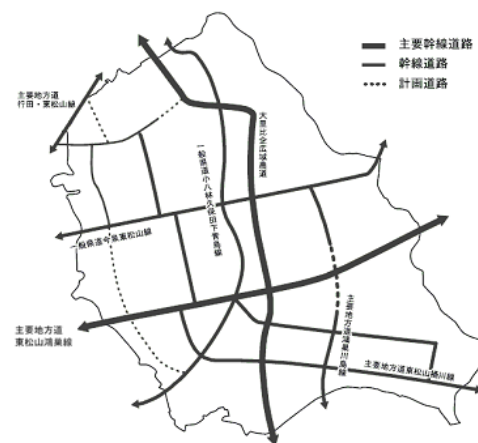
### ①道路

町の道路網は、東西に主要地方道東松山鴻巣線、南北に町道101号線（大里比企広域農道）を基軸として、その他の県道、主要町道により構成されている。

主要地方道東松山鴻巣線により関越自動車道や坂戸方面へのアクセスが大幅に向上している。さらに、首都圏中央連絡自動車道や上尾道路などの県内広域交通網の整備により、交通量の増加が予想されることから、4車線化が進められている。

また、町道101号線（大里比企広域農道）は、市野川大橋の耐震補強や舗装修繕により、安全性が保たれているが、広域を連結している路線のため、大型車両の通過交通量が非常に多く、その性質は、県道と同等以上のものとなっている。

### ■町の主要道路



## ②橋梁

町は、隣接する鴻巣市及び北本市とは荒川を介して、東松山市とは市野川及びその支川の滑川を介して、また川島町とは市野川を介して接している。

各河川に架かる橋梁は、荒川については、鴻巣市との間に御成橋（主要地方道東松山鴻巣線）、糠田橋（主要地方道鴻巣川島線）が、北本市との間に荒井橋（主要地方道東松山桶川線）が架けられている。

市野川については、東松山市との間に市野川橋（町道 112 号線）、城南新宿橋（主要地方道東松山鴻巣線）及び慈雲寺橋（一般県道小八林久保田下青鳥線）が、川島町との間に市野川大橋（町道 101 号線【大里比企広域農道】）及び徒歩橋（主要地方道鴻巣川島線）が架けられている。また、滑川については、東松山市との間に不動橋（一般県道今泉東松山線）が架けられている。

町道には 192 橋（15m 以上 4 橋、15m 未満 188 橋）の橋梁が架けられている。

## ③バス

町内には鉄道路線がないため、町民は、町外への移動手段の一つとして路線バスを利用している。

路線バスは、最寄りの鉄道路線駅である東武東上線東松山駅（東松山市）、JR 高崎線鴻巣駅（鴻巣市）及び北本駅（北本市）の他、西武新宿線本川越駅及び東武東上線・川越線川越駅（川越市）方面に行く路線も町内を運行している。

## ④デマンド型交通

平成 31 年 1 月より、これまで運行していた巡回バスを廃止し、デマンド型交通の運行を開始している。

デマンド型交通は、利用者の事前予約（デマンド）に応じて、運行経路、出発時刻などを決定して運行する予約型乗合タクシーで、同じ方面に行く人が途中で乗ってきたり、降りていったりしながら、みんなで乗り合って目的地まで移動するものである。

行先は、町内全域と町外の一部指定した病院及び商業施設となっている。

## （8）土地利用

町の土地利用を地目別面積の割合で見ると、その他を除くと田が 4.12% と最も大きく、次が畑で 21.64% となっている。以下順に宅地の 12.42%、山林の 4.61%、雑種地の 4.04% となっており、農地が全体の約 45% を占めている。

また、地目別面積について最近 8 年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、山林及び原野、雑種地で、増加傾向にあるのが畑、宅地であるが、その変化割合は僅かであり、大きな変化は見られない。

## ■地目別面積

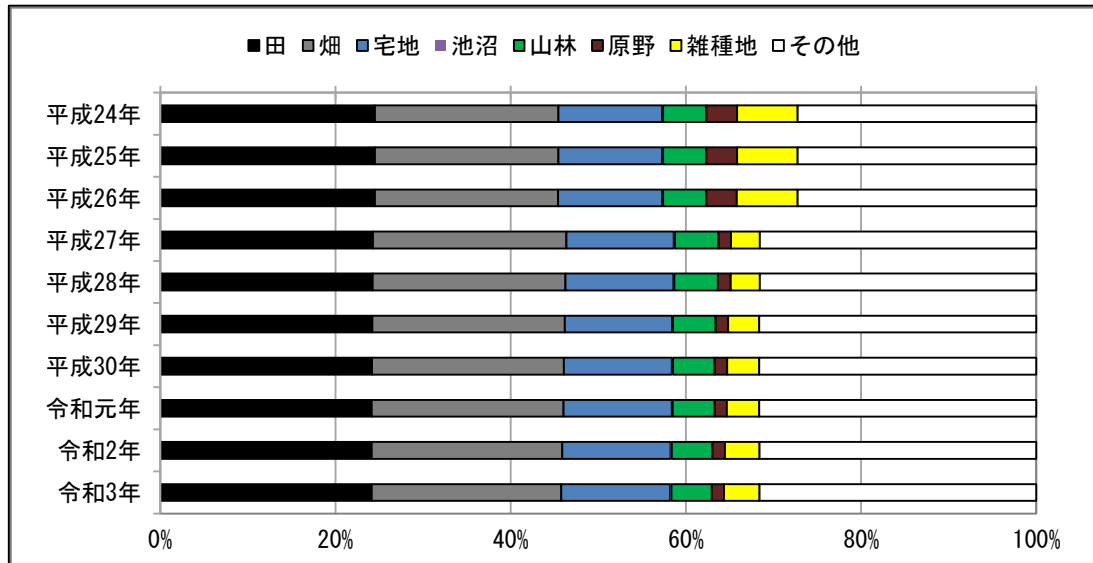
[令和3年1月1日現在]

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	9.32	8.36	4.81	0.05	1.78	0.55	1.56	12.22	38.64
比率 (%)	24.12	21.64	12.42	0.13	4.61	1.42	4.04	31.62	100.00
面積推移	0.98	1.04	1.05	1.00	0.94	0.41	0.58	1.16	—

注)「面積推移」欄は、平成26年と令和3年との地目ごとの面積の変化率を示す。

資料) 税務会計課「固定資産税概要調書」

## ■地目別面積の推移



資料) 税務会計課「固定資産税概要調書」(各年1月1日現在)

## (9) 過去の災害

### ① 地震

過去、町に大きな被害をもたらした地震は、1923年(大正12年)9月1日11時58分、相模湾を震源として発生した関東大震災、1931年(昭和6年)9月21日11時20分、現寄居町付近を震源として発生した西埼玉地震、及び2011年(平成23年)3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130km、仙台市の東方沖70kmの太平洋の海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)がある。

町における被害は、西埼玉地震の場合は、死者4人、重傷者10人、家屋全壊65戸と記録されている(出典:「1931年西埼玉地震による災害ー荒川扇状地周辺の被害状況とその要因ー」)。

また、東日本大震災の際は、町の震度は5強で、被害の発生状況は、屋根瓦損壊等の被害が273件、ブロック塀の倒壊等の被害が31件となっている。

## ② 風水害

町は、三方を荒川及びその支川の市野川、さらにその支川の滑川に囲まれており、以前よりたびたび洪水被害が発生している。近年になり、ダムや堤防の整備等により大規模な洪水被害の発生は少なくなっている。

なお、町では、荒川、市野川及び和田吉野川の洪水浸水想定区域図を用いて「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、配布している。

町における過去の主な水害は、以下のとおりである。

### ■水害履歴

発生年月日	種類	内容
昭和 13 年 9 月 1 日	台 風	丘陵地帯を除き吉見全域床上浸水 2,500 戸、農作物全滅
昭和 41 年 9 月 25 日	台風第 26 号	全壊家屋 28 棟、半壊家屋 56 棟、物置及び作業所 170 棟
昭和 46 年 8 月 31 日	台風第 23 号	冠水面積 水稲 180ha、桑畑 35ha
昭和 47 年 9 月 16 日	台風第 20 号	冠水面積 水稲 180ha、桑畑 30ha、野菜 12ha
昭和 49 年 9 月 1 日	台風第 16 号	冠水面積 水稲 110ha、桑畑 75ha、野菜 12ha
昭和 50 年 8 月 23 日	台風第 6 号	冠水面積 水稲 10ha
昭和 57 年 9 月 12 日	台風第 18 号	全壊家屋 1 棟、床上浸水 15 棟、床下浸水 33 棟、河川被害 1 か所、がけ崩れ 12 か所、田畑の冠水面積 265ha、避難人員 65 名
昭和 58 年 8 月 15 日	台風第 5、6 号	田畑の冠水面積 240ha
昭和 60 年 6 月 30 日	台風第 6 号	田畑の冠水面積 221ha
昭和 63 年 8 月 10 日	大 雨	床下浸水 2 棟
平成 2 年 11 月 28 日	台風第 28 号	冠水面積 イチゴ（ビニールハウス）72ha、麦 217ha
平成 8 年 9 月 21 日	台風第 17 号	床下浸水 1 棟
平成 19 年 9 月 7 日	台風第 9 号	田の冠水面積 5ha 道路冠水 4 箇所
平成 23 年 7 月 19 日	台風第 6 号	床下浸水 1 棟
令和元年 10 月 12 日 ～13 日	台風第 19 号	床上浸水 10 棟、床下浸水 12 棟 護岸の破損 1 箇所、法面地すべり 2 箇所 農業被害 イチゴ 2.4ha、大豆 6.5ha 避難人員 2,282 人

資料)「被害状況調書」(町資料)

## 2.2 想定される災害

### (1) 地震

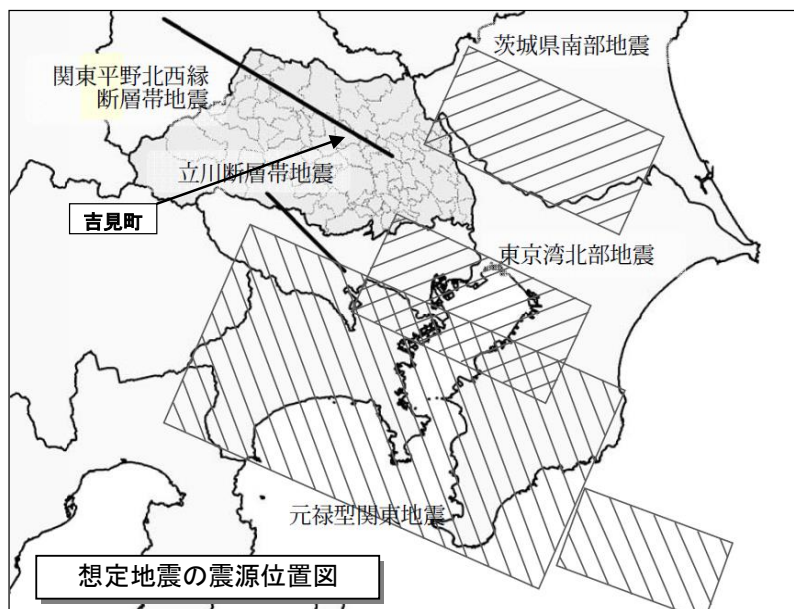
町に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定されている。

#### ■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)



出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

県が想定した5つの地震による被害想定結果を次に示す。

このなかで、町に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、「茨城県南部地震」である。

## ■吉見町における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定の最大値を記載）

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	6弱	
液状化	高い地域	面積	km <sup>2</sup>	0.424	0.000	0.000	16.787	0.000	
		面積率	%	1.0	0.0	0.0	43.3	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	45	5	1,715	0	
		全壊率	%	0.0	0.47	0.05	17.92	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	2	79	8	1,415	4	
		半壊率	%	0.02	0.82	0.08	14.79	0.04	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	2	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.64	0.13	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	5	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	3.83	0.31	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	48	1	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.34	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	111	0	
	負傷者数		人	0	1	0	432	1	
	うち重傷者数		人	0	0	0	134	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	3,505	364	21,079	4
			1日後	人	1	533	56	20,190	1
		停電率	直後	%	0.00	16.63	1.73	100	0.02
			1日後	%	0.00	2.53	0.26	95.78	0.01
	電話	不通回線	回線数	回線	0	3	0	163	0
			不通率	%	0.00	0.03	0.01	1.94	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	2.5	0.3	95.8	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	525	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	0.0
	上水道	断水人口		人	30	39	0	17,613	0
	下水道	機能支障人口		人	891	1,008	751	2,006	1,051
生活支障	避難者数	1日後		人	1	123	13	4,267	2
		1週間後		人	3	126	13	5,242	2
		1ヶ月後		人	1	124	13	6,552	2
	帰宅困難者数	平日		人	2,490	2,462	2,378	3,015	2,724
		休日		人	2,101	1,928	1,988	2,341	2,108
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	0	12	1	413	0
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	1.0	0.1	26.6	0.0
				万 m <sup>3</sup>	0.0	0.6	0.1	17.2	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

## (2) 水害

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、町でも、昭和 13 年 9 月の台風による荒川の堤防決壊により大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、最近では、内水氾濫を除き大規模な河川の氾濫は起きていない。

国土交通省及び県では、平成 13 年の水防法改正以降、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域図として公表している。

町に係る浸水想定河川は、水防法で公表が定められた洪水予報河川である荒川、水位周知河川である市野川であるが、水害リスク情報図として公表されている和田吉野川を含めると 3 河川であり、町では、公表された荒川、市野川及び和田吉野川の洪水浸水想定区域図に 5 段階の警戒レベル・避難の目安となる水位、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、町民に周知している。

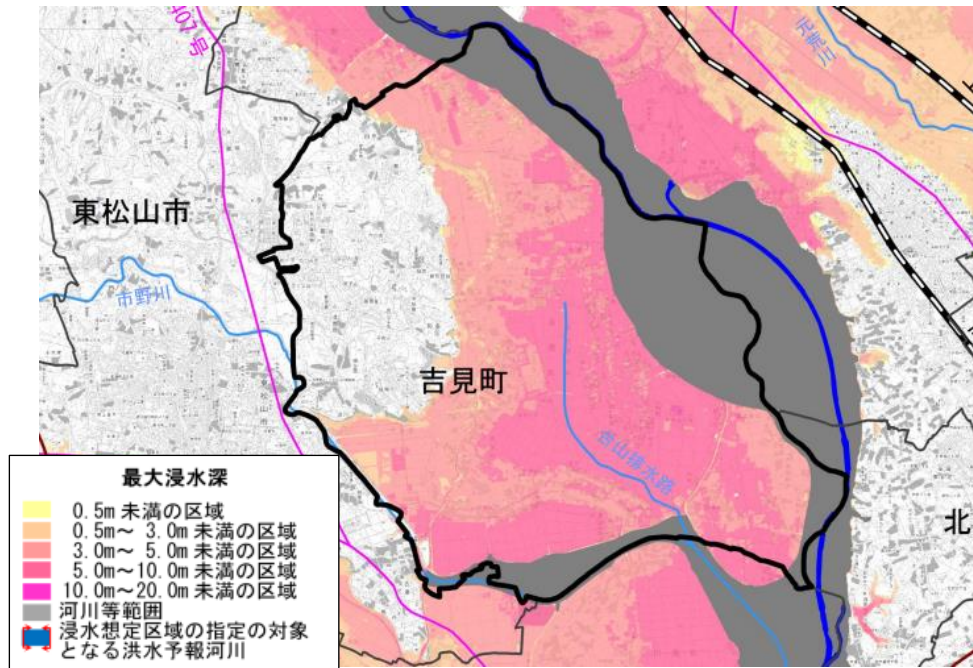
荒川、市野川及び和田吉野川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

### ■荒川及び市野川、和田吉野川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第 215 号	荒川流域の 72 時間 総雨量 632mm
市野川	荒川水系市野川流域 洪水浸水想定区域図	埼玉県	R2.5.26	埼玉県 告示第 543 号	市野川流域の 2 日間 総雨量 819mm
和田吉野川	荒川水系和田吉野川流域 水害リスク情報図	埼玉県	R2.5.26	—	和田吉野川流域の 2 日間総雨量 870mm

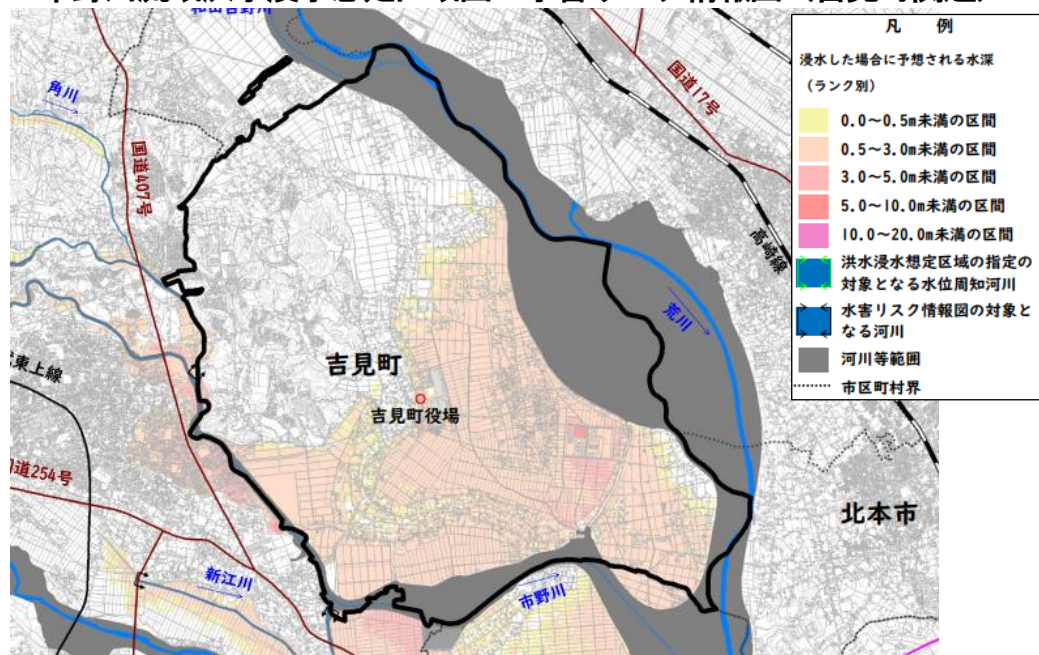


■荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（吉見町関連）



資料)「荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」  
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

■市野川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（吉見町関連）



資料)「荒川水系市野川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」  
埼玉県県土整備部河川砂防課

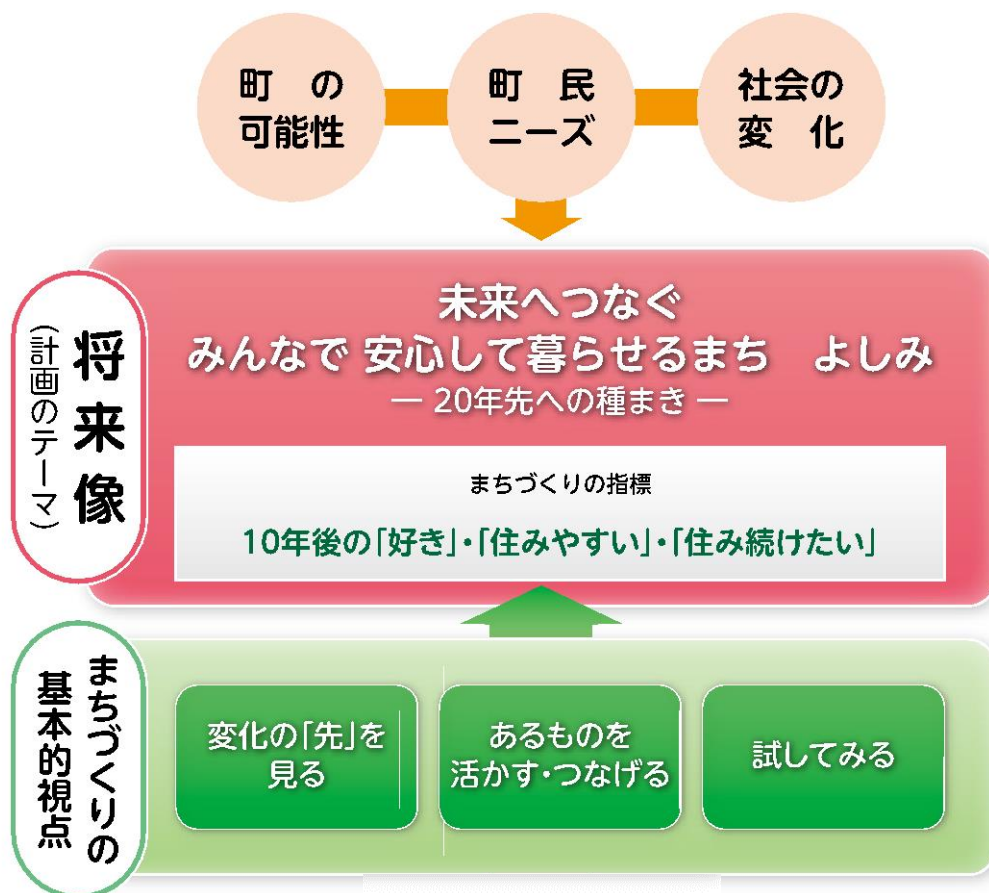
## 第3章 目指す将来像と目標

### 3.1 将来像

令和3年度からはじまる10年間のまちづくりの指針である「第六次吉見町総合振興計画」においては、まちの将来像及びまちづくりの基本的視点を次のとおりとしている。

計画においては、地域強靱化の視点からこの将来像を目指すものとする。

#### ■吉見町の将来像とまちづくりの基本的視点



資料) 第六次吉見町総合振興計画

## 3.2 基本目標

国の国土強靱化基本計画と調和を図ることとし、国土強靱化を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

## 3.3 事前に備えるべき目標（行動目標）

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備えるべき目標（行動目標）を次のとおり設定する。

1. 被害の発生抑制により人命を保護する
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
5. 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
6. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
7. 二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

## 第4章 脆弱性の評価

### 4.1 リスクシナリオと施策分野

#### (1) リスクシナリオ

町においては、国の45のリスクシナリオ及び県の37のリスクシナリオと整合を図りつつ、以下のとおり30のリスクシナリオを設定する。

#### ■リスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標 (行動目標)		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象等に伴う災害により、多数の死傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	疫病・感染症等が大規模発生する事態
		2-4	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町の行政機能が低下する中で、応急対応への行政需要に適切に対応できない事態
4	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	4-1	建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態
		4-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		4-3	人の輸送が長期間停止する事態
		4-4	物資の輸送が長期間停止する事態
		4-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
		4-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	5-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		6-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		6-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		6-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		6-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

事前に備えるべき目標 (行動目標)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

## (2) 施策分野

各施策を以下の分野に分類し、県の施策分野と整合する以下の施策分野を設定し脆弱性評価を行う。

### ■施策分野

分野	番号	施策
個別 施策分野	1	行政機能・消防等
	2	住宅都市
	3	保健医療
	4	福祉・子育て
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的 施策分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策



## 4.2 脆弱性評価の結果

各リスクシナリオにおいて、分野ごとに脆弱性の評価を行った結果は以下のとおりである。

### (1) 被害の発生抑制により人命を保護する

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態	<p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるため、引き続き、消防・救急・救助体制の整備が必要である。</li> <li>・被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備や消防団の強化をする必要がある。</li> </ul> <p><b>2 住宅都市、14 環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等を整備・管理し、オープンスペースを確保していくことが必要である。</li> </ul>
1-2	建築物の倒壊により、多数の死傷者等が発生する事態	<p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等による救助活動が行えるように、資機材の配備、訓練指導を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>2 住宅都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化率の向上のため、引き続き耐震診断・耐震改修を実施していく必要がある。</li> <li>・地震発生時には、落下物やブロック塀の倒壊が、死傷、道路障害物発生の大いなる要因となるため、その対策が必要である。</li> </ul> <p><b>8 交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化を促進するため、働きかけが必要である。</li> <li>・電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化などの対策を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設は多くの人々が利用する施設であるが、老朽化が進んでいるため、耐震改修や施設更新等による早急な安全性の確保が必要である。</li> </ul>

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家は、老朽化しやすいことから、吉見町空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を促進するとともに、地域資源として有効活用することが必要である。</li> </ul>
1-3	異常気象等に伴う災害により、多数の死傷者が発生する事態	<p><b>1 行政機能・消防等、3 保健医療、4 福祉・子育て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者への対応が必要である。</li> </ul> <p><b>9 農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産の維持及び農業経営の安定を図る上では、農地及び農業用施設の災害発生を未然に防ぐ対策が必要である。</li> </ul> <p><b>10 国土保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な集中豪雨への対応として、雨水貯留・浸透機能の向上、雨水排水事業の促進に加えて、排水機場設備の改修・更新が必要である。</li> <li>・町内を流れる河川の堤防強化や改修が必要である。</li> </ul> <p><b>11 ライフライン、16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠は、敷設後数十年が経過しているものもあり、老朽化が進行していることから、老朽管渠の更新（長寿命化対策）や耐震化を図る必要がある。</li> </ul>
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	<p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町には、急傾斜地崩壊危険箇所が 37 箇所指定されており、危険箇所の警戒、近隣住民等への避難などが的確に行えるよう周知していく必要がある。</li> </ul> <p><b>10 国土保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可制度の適切かつ継続的な指導により、造成宅地の被害発生の予防を図っていく必要がある。</li> </ul>
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	<p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は事業者に対し、事業継続計画の策定を促進するとともに、訓練により災害時の課題・問題点を検証し、見直していく必要がある。</li> </ul>

(2) 救助・救急・医療活動により人命を保護する

リスクシナリオ	脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	<p>○リスクシナリオ 1-1、1-2 に示した対策等により、負傷者を減らすことが重要である。</p> <p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生すると、町だけでは対応が困難となり、国や他自治体からの応援が必要となる。円滑に支援を受けられるように町内の拠点を整備するとともに、受援体制を整えておくことが必要である。</li> <li>・地域で安否確認訓練等を行うことにより救助・捜索が必要な人を絞り込むことが必要である。また、災害時は消防が来られない可能性があるため、自主防災組織に救助用資機材などを備蓄し、訓練しておくことも必要である。</li> </ul> <p><b>3 保健医療、4 福祉・子育て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されており、介護が必要になっても地域で自立した生活ができるように関係機関の連携を図り、災害時においても救助・救出を迅速に行えるように町民や団体等の連携を強化しておく必要がある。</li> </ul>
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	<p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民向けの応急手当に関する講習会等を通じ、応急手当の普及を行うとともに、自主防災組織による応急手当用医薬品の備蓄等を進めていくことが必要である。</li> </ul> <p><b>3 保健医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は多数の傷病者が発生することが予想されることから、初動医療体制だけでなく、広域的な医療応援の受入れ体制の整備も必要である。</li> <li>・医薬品や医療資機材等の備蓄などにより医薬品等の確保をしている。引き続き、県や協定締結自治体等との供給要請の体制整備等を進める必要がある。</li> </ul>



リスクシナリオ	脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時において必要な時に必要な医療が受けられるように地域医療体制の充実を図っている。災害時には医療需要が急増するため、地域医療の連携強化、救命救急医療体制の整備が必要である。</li> <li>・ 災害時に医療機能が麻痺しないように平常時から健康な身体づくりにより医療需要を抑えておくことが必要である。</li> </ul> <p><b>16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・社会福祉施設等の補修などの維持管理を促進する必要がある。また、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を推進する必要がある。</li> </ul>
2-3	<p><b>疫病・感染症等が大規模発生する事態</b></p> <p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民への避難所での疫病・感染症予防の知識、同行避難したペットの取扱い等の周知が重要である。</li> <li>・ 避難所での疫病・感染症のまん延を防ぐため、備蓄品等を整備する必要がある。</li> </ul> <p><b>3 保健医療、4 福祉・子育て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から町民への広報活動や予防接種の接種勧奨を継続して行う必要がある。</li> <li>・ 防疫資機材の備蓄及び県や自衛隊等との協力体制を整備する必要がある。</li> <li>・ 平常時において乳幼児健診等で予防接種の接種勧奨を行い、抗体保有率を上げることにより感染症がまん延しにくい環境を整備しておくことが必要である。</li> </ul>
2-4	<p><b>地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態</b></p> <p><b>15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少と高齢化が進展するとコミュニティの維持が困難となる。「地域のつながり」を確保するため、地域での顔が見える関係づくりを推進していく必要がある。</li> <li>・ 避難所の運営等において、よりきめ細かな対応ができるように、青年や女性リーダーの育成を図ることが重要である。</li> </ul>

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
3-1	町の行政機能が低下する中で、応急対応への行政需要に適切に対応できない事態	<p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関、関係団体、自主防災組織及び地域住民等と連携し、実践的で具体的なプログラムを作成のうえ、吉見町総合防災訓練及びそれぞれの地域で防災訓練を実施している。今後も継続的に訓練を行い、他自治体等とも連携強化を図っていく必要がある。</li> <li>・災害時に迅速な救援等を行うことができるように、他自治体や公共団体、民間企業等と相互協定の充実に努める必要がある。</li> </ul> <p><b>5 エネルギー、6 情報通信、14 環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる町役場庁舎等において、大規模停電等に対応するため、十分な備蓄とともに、自家発電設備やネットワークのバックアップ機能等を備えておくことが必要である。</li> </ul>

(4) 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
4-1	建築物の倒壊等により、道路が閉塞する事態	<p>○リスクシナリオ 1-2 に示した対策等により、建物の倒壊を減らすことが重要である。</p> <p><b>8 交通、16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁等において、予防保全を前提としたメンテナンスサイクルを実施する必要がある。</li> <li>・生活道路整備に伴う緊急車両通行確保事業等の実施により狭隘な道路の解消を図っていくことが必要である。</li> </ul>
4-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	<p><b>8 交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の電源付加装置の整備を進める必要がある。</li> </ul>

4-3	人の輸送が長期間停止する事態	<p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者の発生が想定されている。一時滞在施設の確保及び飲料水等の備蓄を進める必要がある。</li> </ul> <p><b>8 交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアサイクル等の車両以外の輸送設備を整備しておくことも重要である。</li> </ul>
4-4	物資の輸送が長期間停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクシナリオ4-1に示した対策等により、道路・路線を確保することが重要である。</li> <li>○リスクシナリオ4-3に示した対策等により、民間事業者等との連携強化により輸送手段・車両を確保することが重要である。</li> </ul>
4-5	情報通信が輻輳・途絶する事態	<p><b>1 行政機能・消防等、6 情報通信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民への情報提供においては、広報紙、ホームページ、メール配信、広報車、エリアメール、ソーシャルメディア等、様々な媒体により伝達することとしている。引き続き、情報伝達手段の整備を行い、町民へ周知していくことが必要である。</li> <li>・正確な情報を迅速に提供するため、避難所等の人が多く集まる場所に公衆無線 LAN 等を整備することが重要である。</li> <li>・放送事業者、通信社、新聞社などの報道機関との連携を強化することも重要である。</li> </ul>
4-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクシナリオ4-5に示した対策等により、情報伝達手段の整備及び町民への周知が必要である。</li> </ul> <p><b>1 行政機能・消防等、6 情報通信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町においても高齢化が進んでおり、高齢者世帯も増加している。また、外国人人口も増加傾向である。要配慮者に配慮した情報提供を行うことが必要である。</li> <li>・被害状況や復興状況に関する情報を正確かつ迅速に発信することにより、風評被害等を抑制することが必要である。</li> </ul>

(5) 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

リスクシナリオ	脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
5-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	<p>○町においては、第3次産業に携わっている企業が多いことから、リスクシナリオ4-3、4-4、4-5に示した対策等により、人・物・情報の流れを止めないことが必要である。</p> <p>○リスクシナリオ4-6に示した対策等により産業復興で障害となる風評被害を抑制することが必要である。</p> <p><b>7 産業、9 農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や農業施設等の耐震化や防災減災対策等を推進する必要がある。</li> <li>・災害の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、企業に事業継続計画の策定を推進することが必要である。</li> <li>・災害時に物資や機械などの提供に関して、民間団体等と防災に関する協定等を締結しネットワークを構築しておくことが重要である。</li> <li>・平常時より就労支援及び労働環境の整備を行うことが重要である。</li> </ul>

(6) 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

リスクシナリオ	脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	<p>○リスクシナリオ4-4に示した対策等により、物資の流れを止めないことが必要である。</p> <p>○リスクシナリオ5-1に示した対策等により、防災ネットワークとして物資の提供に関して関連企業と協定を締結し、体制整備をしておくことが必要である。</p> <p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等に防災倉庫を整備し、食料や生活用品等を備蓄管理している。引き続き、備蓄を充実・管理していくことが必要である。</li> </ul>

リスクシナリオ	脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品に関しては、食物アレルギーへの対応、乳幼児用おむつや粉ミルク等、様々なニーズに対応した備蓄を行うことが必要である。また、町民へ備蓄を呼びかけていくことも必要である。</li> <li>・国や他自治体からの応援物資を受け入れ、的確に配給できるように受援体制を確立しておくことが必要である。</li> <li>・物資を受け入れるための場所を確保するため、倉庫事業者や近隣自治体と協力体制を整えておくことが必要である。</li> </ul>
6-2	<p><b>電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態</b></p> <p><b>1 行政機能・消防等、5 エネルギー、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懐中電灯などの灯りや発電機などの備蓄、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の導入を町民に呼びかけることが必要である。</li> </ul> <p><b>11 ライフライン、16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる学校などには、非常用発電機の備蓄を進めることが必要である。</li> <li>・関係事業者等と連携し、ライフラインへの被害軽減等を進めることが重要である。</li> </ul>
6-3	<p><b>取水停止等により、給水停止が長期化する事態</b></p> <p>○リスクシナリオ 6-1 に示した対策等により、飲料水においても町民や企業などへ備蓄を呼びかけることが重要である。</p> <p><b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の備蓄・受水槽等の設備を充実し、供給体制の整備等を行っていくことが必要である。</li> </ul> <p><b>11 ライフライン、16 老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路及び配水支管については、計画的な改修・耐震化を進めていく必要がある。</li> <li>・施設の耐震化や更新も引き続き行っていく必要がある。</li> <li>・災害時の応急給水のために、給水車を整備している。資機材の整備とともに、町民や関係機関と連携した訓練等を継続的に行っていくことが必要である。</li> </ul>

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
6-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	○リスクシナリオ 1-3 に示した下水道施設の老朽化への対応が必要である。 ○リスクシナリオ 6-1 に示した対策等により、簡易トイレ等も町民や企業などへ備蓄を呼びかける必要がある。
6-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○リスクシナリオ 2-4 に示した対策等により、自治会活動や自主防災組織等のコミュニティ活動の活性化や防災訓練等の実施が必要である。 <b>4 福祉・子育て、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b> ・子育てや介護などが地域ぐるみで行えるよう環境整備を図るため、引き続き関係機関との連携と、支援を行い、災害時においても救助・救出を迅速に行えるよう関係を強化しておく必要がある。

#### (7) 二次災害を発生させない

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○消防水利の整備等により延焼火災になる前に消火することが重要である。また、家屋の倒壊などにより道路閉塞すると消火活動が迅速に行えないため、リスクシナリオ 4-1 等に示した対策を進めていく必要がある。 <b>2 住宅都市、7 産業、9 農業、14 環境</b> ・農地、樹林地、河川等の自然空間や広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となる。そのため、自然空間の保全・確保および道路の拡幅、公園の整備等を進める必要がある。
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	○リスクシナリオ 1-3、6-4 に示した対策等により、排水機能の充実などが必要である。
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	<b>1 行政機能・消防等、15 地域づくり・リスクコミュニケーション</b>

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態発生時に被害が最小限となるよう、予測不能な危機の発生に対するマニュアル等の整備に努めている。引き続き、マニュアルの充実及び研修などによる危機管理意識の向上を図ることが必要である。</li> <li>・全国瞬時警報システム等の情報の発信に関しても、事前に整備、周知しておくことが重要である。</li> </ul> <p><b>14 環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や近隣市町を含めた自治体と連携し、適正な環境監視を行うことで、危険物・有害物の流出をいち早く感知することが重要である。</li> </ul>

**（8）大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする**

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	<p><b>14 環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関東平野北西縁断層帯地震では、町は災害廃棄物が26.6万トンも発生すると想定されている。これらを適切に処理するため、事前に方針や計画を立てておく必要がある。</li> <li>・地区衛生組合の施設が使用できない場合は、県や近隣市町村に協力を要請しなければならない。事前に協力体制を整備しておく必要がある。</li> </ul>
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクシナリオ 3-1 に示した対策等により、町の行政機能をできるだけ維持することが必要である。</li> <li>○リスクシナリオ 4-1 に示した対策等により、道路や橋梁等の機能を早期回復させ、復旧・復興作業を迅速に行えるようにする必要がある。</li> </ul>
8-3	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	<p><b>9 農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町では、農地が減少、宅地が増加傾向にあり、災害が起きた場合、耕作放棄地等が増加する可能性がある。優良農地を確保するため、農業経営基盤の強化の促進、地産地消の促進を引き続き行っていく必要がある。</li> </ul>

リスクシナリオ		脆弱性評価の結果（施策分類／評価結果）
8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	<p>○リスクシナリオ 1-3、6-4 に示した対策等により、排水機能の充実などが必要である。</p> <p><b>1 行政機能・消防等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、荒川に接しており長期間浸水する地域がでてくる可能性がある。近隣自治体を含め、広域的な協力体制を築いておく必要がある。</li> </ul>
8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	<p><b>1 行政機能・消防等、3 保健医療、4 福祉・子育て、7 産業、9 農業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生すると、多数の死者の発生や町外への避難者の発生により、復旧・復興に関わる人的資源が失われる可能性がある。事業継続計画の運用等により、最小限に被害を抑え、保育等の行政機能の早期回復により労働力を確保することが重要である。また、ボランティア等の応援を受け入れる体制を発災後、迅速に整えることが重要である。</li> </ul>



## 第5章 リスクへの対応方策

### 5.1 推進方針

脆弱性評価に基づき、地域強靱化を推進するため、次のとおり個別施策分野・横断的施策分野別の推進方針を示す。

#### ■施策分野と推進方針の一覧

施策分野		推進方針
個別 施策分野	1 行政機能・消防等	a.町の業務継続に必要な体制の整備
		b.防災機能の整備
		c.災害時応援協定を締結する団体等との連携強化
		d.地域防災力の向上
		e.被災者生活再建支援制度の充実
	2 住宅都市	a.安全・安心な市街地の形成
		b.住宅・建築物の耐震対策
		c.緑地・オープンスペースの確保
		d.地籍整備の推進
	3 保健医療	a.災害医療体制の充実
		b.感染症の発生・まん延防止
	4 福祉・子育て	a.福祉施設等の機能強化
b.要配慮者の避難体制等の構築		
5 エネルギー	a.自立・分散型エネルギーシステムの整備促進	
6 情報通信	a.住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信	
	b.行政情報基盤の機能強化	
	c.多様な情報発信基盤の確保	
7 産業	a.企業の誘致・立地の推進	
	b.建設産業等の担い手育成・確保	
8 交通	a.道路・橋梁等の整備	
9 農業	a.農地の適切な保全管理	
10 国土保全	a.発災前からの復興の備え	
11 ライフライン	a.上下水道施設の防災対策の推進	
12 教育	a.学校教育施設の安全・防災機能の確保	
	b.文化財の保護	

	13 土地利用	a.発災前からの土地利用の保全の備え
	14 環境	a.有害物質等対策の推進 b.災害廃棄物処理体制の強化
横断的 施策分野	15 地域づくり・リスクコミュニケーション	a.地域コミュニティ活動の活性化
	16 老朽化対策	a.公共施設等マネジメントの実施

## 1 行政機能・消防等

### a. 町の業務継続に必要な体制の整備

災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な教育・訓練等を行うとともに、適宜、業務継続計画（BCP）の見直しを行う。

- ア 業務継続計画（BCP）に対応出来る業務体制整備
- イ 危機管理のための訓練の実施
- ウ 職場研修の実施や専門的知識習得のための研修参加
- エ 近隣自治体との連携
- オ 広域的相互協力関係の確立

### b. 防災機能の整備

防災機能を確保するため、防災設備の整備や防災資機材の適正な管理を行うとともに、非常用食糧、生活必需品の備蓄量等を適宜見直し、非常用物資の備蓄を確保する。

- ア 防災設備や防災備蓄倉庫の整備
- イ 防災資機材の整備・充実
- ウ 非常用物資の備蓄の補充・更新
- エ 防災上特に重要な建築物の備蓄機能などの防災機能強化

### c. 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

災害時における避難場所の確保や円滑な復旧のため、自治体・民間企業・団体等との間で災害時応援協定の締結を進める等、自治体・民間企業・団体等との一層の連携強化を進める。

- ア 広域にわたる自治体・民間企業・団体等との災害時応援協定の締結の推進
- イ 資材を早急に手配するための災害時応援協定の締結促進及び受援体制の整備
- ウ 災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換などの連携体制

の強化

- エ 関連施設の管理業者及び建設業者との連携強化
- オ 被災建築物応急危険度判定業務体制の強化
- カ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保及び飲料水や食料品等の備蓄

#### **d. 地域防災力の向上**

行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制や防災機能の強化を図るなど、町民とともに災害に強いまちづくりを進める。

- ア 町民総合防災訓練等の各種訓練の実施
- イ 自主防災組織や消防団等の育成強化及び活動支援
- ウ 自主防災組織や消防団等と連携した防災研修会・交流会等の実施
- エ 県と連携した出前講座の開催や研修会・交流会の実施
- オ 防災ハザードマップや個別マニュアルによる普及啓発
- カ 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定支援
- キ 消防施設等の整備・更新
- ク 排水機場設備の改修・更新
- ケ 公共施設及び集会所付近の電柱へ浸水想定深標識を設置

#### **e. 被災者生活再建支援制度の充実**

国、県と連携し、大規模な自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度を充実する。

- ア 被災者に対する町税の減免制度の周知
- イ 被災者に対する国民健康保険一部負担金の減免制度等の周知
- ウ 住宅資金及び生活福祉資金の融資制度の周知
- エ 被災者生活再建支援制度の周知

## **2 住宅都市**

### **a. 安全・安心な市街地の形成**

都市計画マスタープラン等に基づく秩序ある都市基盤の整備を進める。

- ア 適正な土地利用の推進
- イ 秩序ある市街地形成の推進
- ウ 民間宅地開発等に対する開発許可や屋外広告物等への指導の継続

## **b. 住宅・建築物の耐震対策**

住宅・建築物の倒壊瓦礫による道路閉塞や火災延焼等の防止のため、耐震改修に係る補助制度等を充実させ、戸建て住宅や特定建築物等、既存建築物の耐震化を促進する。

- ア 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断、耐震改修補助金等の支援の促進（住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業）
- イ 危険ブロック塀等撤去及び改修補助金交付事業の促進
- ウ 空き家の把握・空き家対策の推進

## **c. 緑地・オープンスペースの確保**

火災延焼を防止するとともに、避難場所や避難経路の確保にもなる緑地やオープンスペースを確保する。

- ア 災害時に避難場所となる都市公園の整備と適正管理
- イ 公園の防災機能の強化
- ウ 緑地・オープンスペースの確保
- エ 公園の緑化推進
- オ 緑地の維持管理、緑地協定の推進

## **d. 地籍整備の推進**

災害復旧・復興の迅速化を図るため、各種災害想定区域を優先しながら、計画的に地籍調査を進めるとともに、国土調査法に基づく各種施策を推進する。

- ア 地籍調査の推進（道路台帳整備、官民境界査定、国土調査法事務等）

## **3 保健医療**

### **a. 災害医療体制の充実**

県・近隣自治体や医療関係団体等と連携のうえ、災害発生時の医療体制を確保する。

- ア 災害時における医療機能及び体制の確保
- イ 医療関係団体との情報共有・連携強化
- ウ 病院における災害対策マニュアル及び業務継続計画の策定促進
- エ 災害派遣医療チーム(DMAT)の訓練実施
- オ 災害医療コーディネーターの受講促進
- カ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への病院・診療所の登録促進
- キ 協定締結などによる医療資機材や医薬品等の確保

## **b. 感染症の発生・まん延防止**

保健所等と連携のうえ、迅速な医療機関の確保、防疫活動及び保健活動を実施するとともに、衛生環境の確保を行う。

- ア 感染症予防に係る周知の推進
- イ 予防接種の促進

## **4 福祉・子育て**

### **a. 福祉施設等の機能強化**

要配慮者が安心して過ごせるよう、受け入れ施設・事業所等の改修・耐震化等を行い、防災対策を進める。

- ア 福祉施設等の補修等の促進
- イ 福祉施設等における避難スペースの確保の促進
- ウ 福祉施設等における非常用自家発電設備の整備及び高齢者、障がい者、女性、乳幼児における食物アレルギーのある方等に配慮した備蓄の促進

### **b. 要配慮者の避難体制等の構築**

災害発生時の医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、各種訓練等を通じ、迅速な緊急時体制を構築するとともに、避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を進める。

- ア 要配慮者の把握、安否確認・避難誘導に係る体制の構築促進
- イ 福祉施設における防災教育・訓練の実施
- ウ 避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備
- エ 避難所のバリアフリー化と多機能トイレの充実等、要配慮者に配慮した対策の推進

## **5 エネルギー**

### **a. 自立・分散型エネルギーシステムの整備促進**

避難生活及び業務継続等に必要な最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や事業所等において、太陽光発電システム等の自立・分散型エネルギーシステムの整備を進める。

- ア 公共施設への太陽光発電システムの設置

## 6 情報通信

### a. 住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信

災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資する体制を構築するとともに、正確な情報発信体制の整備を進める。

- ア 災害関連情報の収集体制の構築
- イ メール配信サービス等への登録促進

### b. 行政情報基盤の機能強化

通信途絶リスクを軽減するため、洪水対策・土砂災害対策をはじめ、情報通信施設の機能維持のための電源確保、遠隔地でのバックアップ及びアクセス集中時のシステムダウン対策等、行政情報基盤の防災機能を強化する。

- ア 情報システム基盤の整備

### c. 多様な情報発信基盤の確保

公衆無線LAN等、事業者が提供するサービス等も活用のうえ、多様な情報発信基盤の確保に向けた取組を推進する。

- ア 町民等への情報伝達手段の多重化の推進
- イ 公共施設における公衆無線LANの整備

## 7 産業

### a. 企業の誘致・立地の推進

企業のリスク分散に寄与するため、本社機能や生産拠点の町内への誘致、適正な立地への移転を促進する。

- ア 企業誘致活動の推進
- イ 空き店舗等の情報管理と活用事業
- ウ 生産緑地制度の適切な運用

### b. 建設産業等の担い手育成・確保

災害発生時に復旧・復興等を担う人材の育成・確保を行う。(研修会等による技術育成や建設産業等の魅力発信を行う。)

- ア 町職員の技術承継のための、専門職や技術者の確保
- イ 町職員の技術研修会等への積極的参加
- ウ 関連事業者に対する技術講習会の開催

## 8 交通

### a. 道路・橋梁等の整備

広域道路網が分断されないように緊急輸送道路及び代替輸送路の確保を図るため、国や県と連携し、主要幹線道路等の整備及び維持管理を行う。

- ア 計画的な道路の整備、改良（生活道路快適化事業、幹線道路整備事業）
- イ 道路施設の点検、修繕等維持管理、長寿命化の道路メンテナンス事業の推進
- ウ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく道路メンテナンス事業の推進
- エ 舗装長寿命化修繕計画に基づく長寿命化の推進
- オ 通学路安全対策の推進
- カ 歩道や自転車道等の交通安全施設の整備

## 9 農業

### a. 農地の適切な保全管理

農地は、多様な機能を発揮することから、効率的かつ計画的な保全対策を推進する。

- ア 農業者団体への支援事業の推進
- イ 農業水利施設の改修・更新・維持管理

## 10 国土保全

### a. 発災前からの復興の備え

集中豪雨などによる浸水被害を軽減させるため、国・県と連携して、河川の改修や護岸整備等を推進するとともに雨水幹線の整備を進める。

- ア 国・県と連携した河川整備の促進
- イ 雨水幹線の整備
- ウ 雨水幹線施設の維持管理
- エ 排水機場設備の改修・更新・維持管理

## 11 ライフライン

### a. 上下水道施設の防災対策の推進

災害発生時にも安定した給水・汚水処理が機能するよう、施設等の耐震化を進めるとともに、浸水対策や停電対策を強化する。

- ア 「吉見町水道事業ビジョン」に基づく水道施設・管路の耐震化の促進
- イ 水道施設の長寿命化対策を含めた計画的な改築・更新の実施
- ウ 上下水道業務継続計画（BCP）の整備及び訓練の実施

- エ 下水道施設・管路の耐震化の促進
- オ 管路の耐震化の促進
- カ 配水場等の自家用発電機の更新
- キ 雨水幹線の整備
- ク 雨水幹線施設の維持管理

## 12 教育

### a. 学校教育施設の安全・防災機能の確保

学校教育施設・保育所・幼稚園の安全確保のため改修・耐震化等を行うとともに、防災機能の確保に必要な対策を進める。

- ア 学校教育施設の長寿命化改修等の推進
- イ 保育所・幼稚園の長寿命化改修等の推進
- ウ 避難者の飲料水を確保するための給水栓等の設置
- エ 避難所に指定されている学校施設の避難所における環境整備の推進

### b. 文化財の保護

文化財の日常的な維持管理と計画的な保全修理及び耐震化・防災設備の整備等を進めるとともに耐震・防災機能を備えた文化財保管施設の整備を進める。

- ア 文化財の維持管理と保存
- イ 文化財の調査
- ウ 収集資料および出土資料の適正な収蔵管理
- エ 文化財保管施設の整備

## 13 土地利用

### a. 発災前からの土地利用の保全の備え

土地境界が不明となるおそれのある箇所に杭や鋌を設けるほか、座標での管理を行う。

- ア 土地境界杭、鋌の設置・管理



## 14 環境

### a. 有害物質等対策の推進

有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法等に基づく有害物質等の漏えい防止に係る基準の遵守等を指導する。また、被害を抑制するためアスベスト対策を促進する。

- ア 公害防止協定の締結促進
- イ 災害時の被害拡大を防止する連携体制の構築
- ウ アスベスト対策の促進

### b. 災害廃棄物処理体制の強化

廃棄物の収集・処分を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物処理施設の保全・長寿命化を行い、処理体制を強化する。

- ア 災害廃棄物の処理体制の充実・強化

## 15 地域づくり・リスクコミュニケーション

### a. 地域コミュニティ活動の活性化

自治会組織を中心としたコミュニティ活動を継続させるため、補助金の交付や協働の仕組みづくり、地域の絆を大切にする自発的で自主的なまちづくり活動に対する支援を行う。

- ア 自治会および学区運営に係る活動支援
- イ 地域の課題解決や特色を生かしたまちづくり活動への支援
- ウ コミュニティ活動拠点の充実

## 16 老朽化対策

### a. 公共施設等マネジメントの実施

「吉見町公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、最適な配置を進める。

- ア 耐震性能が不足する公共施設の更新等を計画的に推進

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 6.1 推進体制

町各課局間はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、町民、公益活動団体及び民間企業等の多様な主体と連携し、計画を推進する。

### 6.2 計画の進捗管理

本計画に基づく事業や施策は、進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルに基づき、継続的に改善する。

また、町を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しを行う。



吉見町地域強靱化計画

令和4年3月発行

吉見町

問合せ：吉見町 総務課 危機管理室

〒355-0192 吉見町大字下細谷 411

TEL 0493-54-1511 (代)